

うるま市告示第155号

うるま市ふるさとうるまNPO活動応援事業交付金交付要綱を次のように定める。

令和5年7月10日

うるま市長 中村 正人

うるま市ふるさとうるまNPO活動応援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、NPO法人が実施する地域社会の発展を図るため、うるま市ふるさと応援寄附基金条例（平成28年うるま市条例第31号）に基づき積み立てた基金を活用して、予算の範囲内において、うるま市内に事務所等を有する認定NPO法人の活動に必要な経費に対し交付金を交付するものとし、その交付に関しては、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定NPO法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により沖縄県知事から設立の認証を受けた特定非営利活動法人をいう。
- (2) 寄附者 指定寄附金を寄附した者をいう。
- (3) 指定寄附金 寄附者から第6条第2項の規定により決定したNPO法人に対してなされた寄附金をいう。
- (4) 支援交付金 うるま市が第6条第2項の規定により指定したNPO法人に対して交付する寄附金をいう。

(対象団体)

第3条 うるま市ふるさとうるまNPO活動応援事業（以下「本事業」という。）の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、うるま市内に主たる事務所又は従た

る事務所を有する認定NPO法人であって、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 総会又は理事会などにより団体の意思決定を行っていること。
- (2) 1年以上の継続的な活動実績がある団体であること。
- (3) 定款を備えていること。
- (4) NPO法人の活動の情報を広く開示していること。
- (5) うるま市内で社会貢献の活動を行うこと。
- (6) 代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団関係者がいないこと。
- (7) 活動の経費及び目的が、宗教的又は政治的なものでないこと。
- (8) 特定非営利活動促進法第29条に規定する事業報告書等を毎事業年度1回、所轄庁に提出していること。

(対象事業等)

第4条 対象団体の活動は、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

- (1) 特定非営利活動促進法第2条に規定する特定非営利活動であること。
- (2) 市民の便益につながる活動であること。
- (3) 対象団体の構成員のみを対象とする活動でないこと。
- (4) 宗教的又は政治的活動ではないこと。

2 支援交付金の交付対象となる経費は、前項の活動に必要な経費（飲食費及び人件費を除く。）とする。

(指定寄附金と支援交付金の関係)

第5条 寄附者が寄附した指定寄附金の総額は、寄附者が寄附した日の属する年度の翌年度の支援交付金の上限額（市の事務費等を差引く場合は、当該事務費等を差引いた額）とする。

(指定寄附金の申請等)

第6条 指定寄附金の寄附を受けようとする対象団体は、指定寄附金対象団体申請書（様式第1号）により申請し、活動状況報告書（様式第2号）、誓約書（様式第3号）、NPO法人の定款を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、対象団体であるかを審査し、適当と認める場合は、指定寄附金の寄附を受けることができるNPO法人として指定し、指定寄附金対象団体決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（指定寄附金の募集及び受付）

第7条 市長は、前条第2項の規定により指定されたNPO法人（以下「指定NPO法人」という。）に対する寄附についてインターネット等を利用するとともに、ふるさと納税サイトも併せて利用し、及び広く周知し、当該指定NPO法人に対する指定寄附金の募集及び受付を行うものとする。

2 市長は、寄附者の同意を得られた場合は、指定NPO法人に対して当該寄附者の氏名、住所及び寄附金額の情報を提供することができる。

（指定の取消し等）

第8条 市長は、指定NPO法人が第3条又は第4条第1項に規定する要件に違反したときは、当該指定NPO法人に対して改善を求めるとともに、前条第1項に規定する指定寄附金の募集及び受付を中止することができる。

2 市長は、前項の規定により指定NPO法人に改善を求めたにもかかわらず、改善されない場合は、当該指定NPO法人の指定を取り消すことができる。この場合において、当該指定NPO法人に対して寄附された指定寄附金は、指定のないうるま市への寄附金に振り替えるものとする。

（返礼品）

第9条 指定NPO法人は、市長の承認を得て、うるま市外に住所を有する寄附者に対し、返礼品を送ることができる。

2 返礼品の製作、手配、発送等に要する一切の費用は、指定NPO法人が負担するものとする。

3 市からの返礼品はないものとする。

(支援交付金の額)

第10条 本事業により指定NPO法人(第12条の交付申請をする年度において指定寄附金の募集をせず、当該年度の前年度に寄附された指定寄附金に基づく支援交付金のみを活用資金とするNPO法人を含む。以下同じ。)に交付する支援交付金額は、当該指定NPO法人に対して寄附された指定寄附金の額から、指定寄附金の募集に係る事務費等を控除した額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認める場合は、前項の事務費等を控除しないものとする。

(交付金の積立て)

第11条 指定NPO法人は、支援交付金を翌年度以降の事業に充てる場合は、次条に規定する交付申請において添付する事業計画書等にその旨を記載し、支援交付金を積み立てることができる。

- 2 前項の規定により積み立てる支援交付金(以下「積立支援交付金」という。)の積立期間は、1会計年度の期間とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

- 3 積み立てた支援交付金は、積み立てた年度の翌年度に執行しなければならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

(交付申請)

第12条 支援交付金の交付を受けようとする指定NPO法人は、支援交付金交付申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(支援交付金の交付決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う事情調査等により審査し、支援交付金の交付が適当と認めた場合は、支援交付金交付決定通知書(様式第6号)により当該申請をした指定NPO法人に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定に際して必要な条件を付するものとする。

(交付内容の変更等)

第14条 前条第1項の規定により支援交付金の交付決定を受けた指定NPO法人
(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の内容について変更しようとするときは、交付決定内容変更承認申請書(様式第7号)をあらかじめ市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、交付決定内容について変更を承認するときは、交付決定内容変更承認通知書(様式第8号)により、前項の申請者に通知するものとする。

3 前条第2項の規定は、交付決定の内容変更承認について準用する。

(支援交付金の請求及び交付)

第15条 交付決定者は、速やかに、支援交付金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、支援交付金を交付するものとする。

(支援交付金の活用状況報告)

第16条 交付決定者は、交付された支援交付金の活用状況について記載した、支援交付金交付活用状況報告書(様式第10号)を、市長が定める期日までに必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、自らのホームページ等により、支援交付金の活用状況について広く周知しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、支援交付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 第3条又は第4条第1項に規定する要件に違反したとき。
- (2) 第6条第2項の指定後に活動内容を著しく変更したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により支援交付金の交付を受けたとき。

- (4) 支援交付金を不正その他不適当な用途に使用したとき。
- (5) 交付決定後に生じた事情の変更等により、支援交付金を交付することが適当でないと判断されたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により支援交付金の交付を取り消し、又は変更した場合において、既に支援交付金が交付されているときは、期限を定めて当該支援交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(返還された支援交付金の取扱い)

第18条 前条第2項の規定により返還を命じた支援交付金は、指定のないうるま市への寄附金に振り替えることができる。

(指定NPO法人の解散又は設立の認証の取消による指定寄附金の取扱い)

第19条 市長は、指定寄附金を受けた指定NPO法人が、支援交付金の交付を受ける前に解散又は認定NPO法人の設立の認証を取り消された場合において、当該指定NPO法人に対してなされた指定寄附金は、指定のないうるま市への寄附金に振り替えることができる。

(関係書類の保存)

第20条 交付決定者は、支援交付金の交付申請、請求等に係る書類並びに収入及び支出を明らかにした書類を、支援交付金を受領した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第21条 この告示に定めるもののほか、支援交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月10日から施行する。